

平成 24 年 10 月 2 日  
海事局運航労務課

## 海上輸送（海上運送法及び内航海運業法）の安全にかかわる情報 （平成 23 年度）を公表します

本公表は、海上運送法第 19 条の 2 の 2 及び内航海運業法第 25 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表するものであり、商船の海難事故の発生状況や海上運送法等に基づく地方運輸局等による監査の状況と処分・指導事例のほか、運輸安全マネジメント評価の実施状況等をご紹介します。

本公表により、船舶運航事業者及び利用者の輸送の安全確保に対する意識が一層高まることを期待するとともに、一層の安全確保を図るための取り組みを進めてまいります。概要は、別添資料をご参照ください。

「海上輸送（海上運送法及び内航海運業法）の安全にかかわる情報（平成 23 年度）」  
本文については、以下の国土交通省海事局ホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkoh8\\_2.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkoh8_2.html)

### <問い合わせ先>

海事局運航労務課 矢島、内山、斉藤

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 45266, 45267, 45268）

5253-8653（直通）

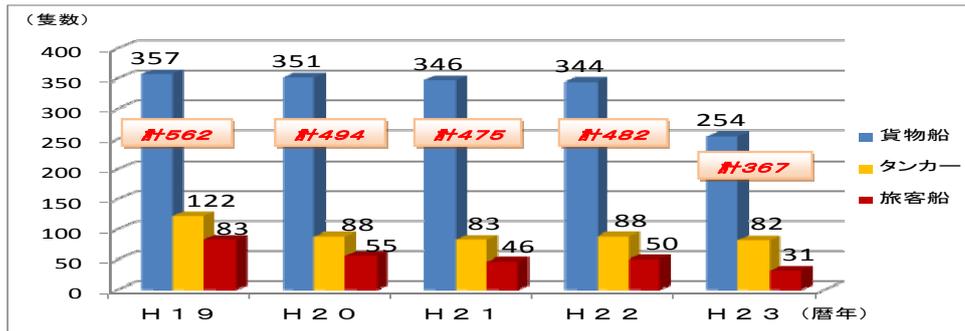
FAX 03-5253-1643

## 海上輸送(海上運送法及び内航海運業法)の安全にかかわる情報 (平成23年度)

### 【概要版】

#### 1. 商船の海難事故の発生等状況

商船(貨物船、タンカー、旅客船)の海難事故隻数は、減少傾向にあり、平成23年においては、対前年比約24%減の367隻となっています。



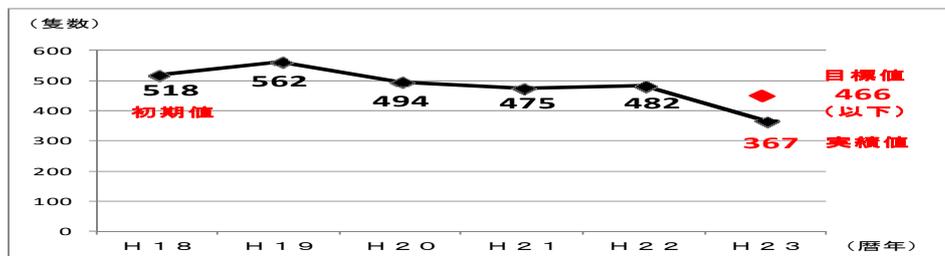
- 死者・行方不明者を伴う海難事故の多くは、貨物船が占めているものの、最近3年間においては、減少傾向にあります。
- 商船の事故の約5割は「衝突」によるものであり、次いで「機関故障」が約2割、「乗揚」が約1割を占めています。
- 商船の事故原因の約3割は人為的要因による運航の過誤のうち「操船不適切」によるものであり、次いで「見張り不十分」によるものが約2割を占めています。

※海上保安庁資料「海難の現況と対策について(平成23年版)」より

#### 2. 商船の海難船舶隻数に係る数値目標

##### ①政策評価における数値目標及び達成状況

国土交通省として定める政策評価(業績指標)において、平成19年から平成23年までの5年間で平成18年比、商船の海難船舶隻数を1割以上減少させることを目標とした計画期間が終了し、目標値である466隻を100隻近く下回る367隻となり、目標は達成されました。



##### ②新たな政策評価における数値目標

本年度より、新たな商船の海難船舶隻数に係る数値目標として、平成18年～平成22年の海難船舶隻数の年平均(506隻)と比較して、平成27年までに商船の海難船舶隻数を1割削減(455隻以下)させることを目標としています。

### 3. 地方運輸局等における監査の実施状況

運航管理等を通じた船舶航行の安全確保のため、全国の地方運輸局等の運航労務監理官が、船舶運航事業者への立入検査（監査）を実施しています。

平成23年度における運航管理監査の実施件数は、3,290件で、15件の処分（指導を含む。）を実施し、うち1件は「輸送の安全の確保に関する命令」を発出しています。

### 4. 運輸安全マネジメント評価の実施

安全管理体制の強化を図るための「運輸安全マネジメント評価」については、平成23年度922件実施し、平成18年度の制度導入以降、これまで評価対象事業者の8割強にあたる約3,500者の評価を終了しています。

<最近の評価実績>

（単位：件）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	小計	H24年 4月～7月まで	計	対象事業者数
評価実施済事業者数	9	238	517	690	1,025	922	3,401	113	<b>3,514</b>	4,348
進捗率		0.06	0.18	0.33	0.57	0.78	0.78		<b>0.81</b>	

※1巡目の評価実施数

### 5. 天竜川川下り船事故を受けた安全対策

平成23年8月、静岡県浜松市の天竜川において、川下り船が転覆し、多くの死傷者を伴う重大な事故が発生したことから、全国の川下り船事業者に対し、救命胴衣の着用の徹底などの指導を行いました。

本年4月以降においても、警察等の協力を得て、救命胴衣等の着用の徹底や船舶検査の受検など、乗客の安全確保のための措置を再度徹底するよう「安全キャンペーン」を実施し、全国97者の川下り船事業者等への訪船による安全指導を行い、救命胴衣の着用等の徹底を図りました。

<川下り船事業者に対する救命胴衣の着用指導風景>

